

京都府ドメスティック・バイオレンス被害者地域生活サポート事業実施要領

(目的)

第1条 一時保護所や母子生活支援施設からの退所後等において、地域で自立した生活を送ることに不安のあるドメスティック・バイオレンス被害者（以下「被害者」という。）に対して支援を行うため、京都府ドメスティック・バイオレンス被害者地域生活サポート事業を実施する。

(地域生活サポーター)

第2条 家庭支援課長は、被害者に寄り添った支援を行う者として別に定めるところにより地域生活サポーター（以下「サポーター」という。）を養成するための研修を実施する。

2 前項の研修を修了し家庭支援課長がサポーターとして適当と認める資質を有する者で、サポーターとして活動することを希望する者は、家庭支援課長に京都府ドメスティック・バイオレンス被害者地域生活サポーター登録申出書（別記第1号様式）を提出する。

3 家庭支援課長は、前項の申出書を提出した者をドメスティック・バイオレンス被害者地域生活サポーター登録者名簿（別記第2号様式）に登録し登録者本人にその旨を通知する。

4 サポーターの登録期間は、登録の日から2年間とし、登録者本人からの申し出がない限り自動更新されるものとする。ただし、登録者本人は家庭支援課長に対し、いつでも自己の登録抹消を申し出ることができる。

5 実際の支援活動を依頼するに際しては、サポーターの中から適当と認められる者を家庭支援総合センター所長（以下「センター所長」という。）が京都府ドメスティック・バイオレンス被害者地域生活サポーター支援依頼書（別記第3号様式）により依頼を行い、サポーターから京都府ドメスティック・バイオレンス被害者地域生活サポーター支援依頼承諾書（別記第4号様式）を徴した後、知事が委嘱を行うとともに京都府ドメスティック・バイオレンス被害者地域生活サポーター証明書（別記第5号様式）を交付する。

(サポーターの業務)

第3条 センター所長は、サポーターの支援が必要と認める被害者について、京都府ドメスティック・バイオレンス被害者地域生活サポート事業個人別支援計画書（別記第6号様式）を作成し、前条第5項で委嘱したサポーターに支援を要請する。

2 前項の要請を受けたサポーターは、話相手として被害者の不安感の解消や外出への付き添いなどの寄り添い支援を行う他、センター所長が特に必要と認める支援を行うものとする。

3 サポーターは、前項の業務について、月毎に京都府ドメスティック・バイオレンス被害者地域生活サポート事業実績報告書（別記第7号様式）を作成し、センター所長に提出しなければならない。

(守秘義務)

第4条 サポーターは、業務上知り得た個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(費用負担)

第5条 センター所長は、第3条第3項の報告に基づき、サポーターに対して活動費及び旅費を支給する。

2 前項の活動費は、支援を行った月毎に、月額10,000円を支給する。

3 第1項の旅費は、遠隔地への移動等センター所長が必要と認める場合に、京都府旅費条例（昭和25年条例第43号）に準じて支給する。

4 家庭支援課長は、サポーターの業務中の事故等による損害を補償するための保険料を負担する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、京都府ドメスティック・バイオレンス被害者地域生活サポート事業の実施に関し必要な事項は、家庭支援課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年10月4日から施行する。

(基本的事項)

- 1 サポーターは、被害者の個人情報の取扱いに当たっては、被害者の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
(秘密の保持)
- 2 サポーターは、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。サポーターの登録期間が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
(目的外収集・利用の禁止)
- 3 サポーターは、業務を遂行するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、依頼業務の目的の範囲内で行うものとする。
(第三者への提供の禁止)
- 4 サポーターは、業務を処理するため、京都府から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、京都府の承諾なしに第三者に提供してはならない。
(複写、複製の禁止)
- 5 サポーターは、業務を遂行するため京都府から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、京都府の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
(適正管理)
- 6 サポーターは、業務を遂行するため京都府から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の滅失及びき損の防止に努めるものとする。
(資料等の返還等)
- 7 サポーターが業務を遂行するために、京都府から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、その業務完了後直ちに京都府に返還し、又は引き渡すものとする。ただし京都府が別に指示したときは当該方法によるものとする。
(事故の場合の措置)
- 8 サポーターは、依頼業務に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかにセンター所長に報告し、センター所長の指示に従うものとする。